

鎌倉市長 松尾 崇 様

## 公開質問状

(バイオ研究所の不活化処理施設について 市民から法令違反施設  
との嫌疑が表明されるも実態調査を怠る鎌倉市政への公開質問)

2013年9月17日

湘南の環境を守る会 代表 福岡秀治

同 事務局 平倉誠 (文責)

(連絡先 鎌倉市植木 598-3-108 平倉)

2011年11月30日に発生した武田薬品工業株式会社湘南研究所（以下会社を「武田薬品」、湘南研究所を「研究所」、という。）の生きた遺伝子組換え生物等を含む実験廃液の漏洩事故に関し、事故の起きた処理施設自体が法令違反の施設であるとする当会の告発にたいし、鎌倉市は当該事業所の地元自治体にも拘らず実験施設の構造や使い方等々の実態調査を怠り事故原因解明が不徹底であると判断するので以下に質問する。

### 1 これまでの経過

2011年の事故からひと月近くが経過した12月26日に、市長は書簡を武田薬品に送り再発防止策を含む武田薬品の「事故報告（第二報）」および文科省の報道発表（12月22日）をもって研究所の事故一連の対処を了承したかたちで、研究所による今後の危機管理の強化と安全対策の徹底を要請したが、すでに当時において市民が研究所の配管集積方式には遺伝子組換え微生物の拡散の危険が伴う等の問題点を提起していたことに一切触れることなく、逆に市長の武田薬品への書簡が事故の終息を伝える意味も読み取れる為当会は環境部長に面談し抗議したことがあった。

翌2012年4月5日に武田問題対策連絡会が出した市長への要請（鎌倉市受付第105号、施設の危険性を具体的に記載し不活化処理施設をオートクレーブに切りかえるべきことを提言）にしても、市は研究所にきちんとした申入れをせず。2013年2月12日の当会が出した市長への要請（鎌倉市長と併記で市議会議長にも要請、設備の危険性に加えて具体的な法令条文を示し違反している施設であることを示す報告書を添付）にしても市長のみ回答が無かった。さらに今回当会が出した5月17日の要請（市は言を左右にして調査を回避しているが、市民要請にきちんと対応すべきことを求める）、以上いずれも市長が市民を代表し武田薬品と「環境保全協定」を結んだ当事者であれば、施設届出等の請求も調査の実施も、市長には実行可能と考え要請したものでした。

かつて当会を含む武田問題対策連絡会代表らが研究所にたいし、事故を起こした施設の情報公開を要求したが、研究所はこれに対し市民要求を拒むだけでなく、「何の権限

が有って公開要求ができるのか！」と大声で市民を恫喝するありさまでした。

本年5月17日の要請で、具体的に危険性や違法性を検討する目的で問題の研究所施設を届出するよう市が指示すべきことを求めたところ、市環境部は研究所や藤沢市に「伝えてまいります」と回答していたので、続いて7月11日に市長宛に再要請を提出し、当会の要請事項を環境部は武田薬品と藤沢市行政それぞれに、どのような要請内容の文書をもって、どの担当に、どのような方法で“伝えた”かを問い合わせた。

これに対し市からは、8月5日付けの回答（鎌環保第1280号）本文の4行目から以下のように書かれている。「平成25年5月17日付けで頂きました要請書の内容については、武田薬品工業湘南研究所には、住民対応の担当部署に、また、藤沢市には研究所施設の県条例等を所管する環境保全課に要請文書を送付し、内容を説明するとともに対応をお願いしました。」とあった。しかし上記引用に続いて回答に記された研究所及び藤沢市の返答内容は、鎌倉市長に5月17日の要請内容とは関係の乏しい、単にこれまでも繰り返された内容について伝聞的に記載しただけのものであった。

当会は鎌倉市環境部にたいして、地元の事業者と隣の行政にはどのような“要請文書”を送付したかを執拗に要請したところ、以下の事がわかった。

環境部は再要請書を受け取った7月11日（木）の午後に藤沢市宛てに、また翌日の8時55分09秒には武田薬品宛てに、それぞれEメールを発信し、双方のメールには当会が市長に提出した5月17日の“要請書”のみならず、7月11日の“再要請書”をも市の受領印以外は元の体裁のままメールに添付し、それを原局は「“要請文書の送付”と考えた」ことがわかった。当会の個人名や連絡先住所といった、行政の基準で言う「個人情報」も墨塗りせずに。

鎌倉市が当会の2通の要請書をメール添付で市庁舎外に送付した翌週の7月19日（金）、こんどは、環境部は市民に対する2回目の回答書案文をWordで作成し、同じく藤沢市役所と研究所に、案文のWordを添付で送付し、「回答案文の内容確認ないし添削」を依頼した。次いで更に翌週の7月25日（木）に環境部は、市庁舎外の2か所からの了解を確認した上で同回答書案文を稟議書に付けて庁内に発信。さらに2週間経った8月4日（日）に決裁が下り、5日（月）に回答なるものを当会に郵送した。

市長宛の書面（当会提出）を市は当会に無断で市外に送付し読ませたことは言語道断である。市民に対する回答案文を市庁舎外2か所に添削を依頼することなどは有ってはならないことである。これら、市民に対する2重の背信行為は、9月2日（月）に環境部の受付カウンターに於いて当会が知るところとなった。早くいえば市民と事業所（研究所）が市民生活をおびやかすバイオ事故の疑念をめぐって対立している状況で、鎌倉市役所が当該事業所と特段親密な関係を維持しつつ市民に対する回答書を協力して作成した姿は如何にも見苦しいとしか言えない。

## 2 質問事項

2-1 当会が行政に繰り返し要請している課題は何であるのかを記載した上で、以下に市長の考えを問うものである。

研究所において本格稼働後わずか1か月の2011年11月に起きた遺伝子組換え生物等の漏洩事故については多くの疑問が想起され、そのうちの少なくない事項については今だに解明されていないと思われます。その中でも当会が繰り返し解明を求めて市長に要請してきた事項の骨子を記載すると以下の通りである。

① 漏洩事故をきっかけとして部分的に明らかになったことであるが、C4棟の館内全体にわたり配管施設を配置し1階の滅菌室に生きたままの遺伝子組換え生物等を含む実験廃液を流下しタンクに集積、その後一括して不活化処理を行う施設を用いている模様であるが、そのような配管集積と一括不活化処理施設を結合した実験廃液処理施設は文科省環境省の両省で定めた省令(平成16年省令第1号)に適合しない。(施設の配管内とタンク内は永続して生きた遺伝子組換え微生物で汚染状態にある)。

文科省の特別の通達等がない限り研究所のC4棟の施設は法令違反である。このことを市長はどうお考えか？

② 設備に関連し重要事項をさらに1点指摘しておく。神奈川県環境アセスメントの最終段階で武田薬品が取りまとめ2008年11月12日付けで神奈川県知事に提出したところの「環境影響予測評価書」に掲載(125ページ)された説明図について、遺伝子組換え実験に係る施設の図と箇条書きによる研究実験上の規定の書き込みがあるが、研究所は当該事故後の報告書で、評価書に掲載の説明図と明らかに異なる施設を、模式図として添付し事故を説明している。市長はこのことをどうお考えですか？

③ C4棟にて従事する研究実験者はどのような規範に従い遺伝子組換え実験を実施していたかを私共は検討した。武田薬品が2011年2月17日付けで藤沢市環境保全課に提出したところの「バイオテクノロジー環境安全計画報告書」の中に「遺伝子組換え実験自主管理マニュアル」が有るが、問題は上記のマニュアルではC4棟の不活化処理施設に限り実験廃液の処理がかなわず、研究実験者は同マニュアルと別の、C4棟の処理施設に即した(専用かつ未公開の)マニュアルが使われているものと推察した。其の様な未公開マニュアルの存在を調査することが、研究実験実施の安全性を判断する上で必要である。

研究所は事故後「バイオテクノロジー環境安全計画報告書」の追加を数回に渡り藤沢市に提出したが、前述の推察から考えられる遺伝子組換え実験のマニュアルなり実験作業の実務を記述する指示書についても、環境安全計画報告書の追加として届出が必要である。市長は此のことをどうお考えか？

もとより生物多様性保護の通称“カルタヘナ法”にしても遺伝子組換え実験にしても、実態は一般人である我々には十分な理解は不可能な事項であって、理解し判断するには専門家の援助が欠かせない。地元の鎌倉市行政が上記の内容を含む研究所の公開情報の

下に実態を調査すること、専門家を入れて行政が安全性および法令違反の事項があるか否かを検証することを、我々は求めるものである。

これまでに何回も同じ要請を繰り返してきた。それは要請することで周辺住民を始め市民にバイオ災害が及ぶ事態を少しでも避けることができると考えての事でした。

当会が期待していたことは、湘南研究所の問題の不活化処理施設について、地元自治体（2市および神奈川県庁を含む）が是正の勧告を行い、研究所が是正することによりバイオ災害の危険を少しでも小さくすることである。

（もう一つの問題解決の道を端的に言えば、それは「安全協議会」を設置することでした。もし今回と同じ不活化処理施設問題を安全協議会で扱うと仮定したならば、内容としては協議の回数にして数回、時間にして4～5週間で決着することができるであろう、その程度の問題である。ここまで複雑で時間がかかってしまった責任は鎌倉市行政の不手際にある。）

**2.2** 鎌倉市長に、以下の件について今後の取組方針をお聞かせ願う。

- ① 「環境保全協定」はあっても鎌倉市長には権限は無く藤沢市長の権限も部分的であることを回答書で主張する不条理。本当にこのようにお考えか？ご回答ください。
- ② 鎌倉市として市民要請にまともに返答することなく、環境部が問題をすり替えた文言を載せる。その背後にあるのは、鎌倉市が藤沢市環境部と研究所との3者合意の下で、市民に出される以前に回答案文が配布され協議される。もろに回答全文を庁外の関係方面に送付し、各方面の了解を求めることが如何に異常であることか。

これでは行政は研究所に対し厳しく指導することは叶わないと思うが、市長はどう考えるか。ご回答されたい。

市民としては、見解を異にする事業者に根回し済みの回答文を疑問なく承認し決裁する状況について抗議せざるを得ない。なぜ稟議は形骸化したのか、同じ事例が他の問題でも存在しているのではないか。市民の声に対する市役所としてあるべき姿を市長自身が市民に説明し是正の指針を公表することで、再発防止を図るよう要求する。

**2.3** いまひとつ重要なことは、繰り返しになるが、市民が研究所にたいし①事故を起こした施設の届出と、未公開のマニュアルの追加届出を要請し、研究所が提出する資料に基づきC4棟の操業の危険性、あるいは施設の適法性を市独自で判断すべきであると考えます。もし研究所に届出を即時要請せず先延ばしにするならば、鎌倉の行政が研究所C4棟の危険性にフタをして、漏洩事故説明を求める市民の声を葬ることになります。市長として調査し判断する考えがあるかどうか、ご回答願います。

以上の他にも問題となる点はあるが、とりあえず鎌倉市長の考えを伺ったうえで更なる質問を追加するものとしたい。

以上